

対象施設		対象世帯	無償となる利用料の上限額		手続き方法	対象月	支給月	
			利用料上限額	預かり保育				
新制度移行幼稚園 および 認定こども園 (短時間・幼稚園部分)	区立	満3歳から5歳児 クラスまでの 全世帯	全額	・満3歳になった最初の4月1日 から小学校入学前までの子ども 月額上限：450円×利用日数 (月額最大11,300円)	教育委員会事務局学務課学事係から 幼稚園を通じてお知らせします。	令和5年10月から 令和6年3月まで	令和6年5月末ごろ	
	区立以外							
新制度未移行幼稚園	私立幼稚園		月額25,700円		・満3歳になった日から満3歳後 最初の3月31日までの子ども で、 <b>住民税非課税世帯</b> に属する 子ども 月額上限：450円×利用日数 (月額最大16,300円)			区から各施設を通じてお知らせしま す。詳しくは園から配布される書類 でご確認ください。
	国立大学附属幼稚園		月額8,700円					
	国立大学附属 特別支援学校幼稚部		月額400円					

★必要書類★

【新制度移行幼稚園】 ※2号認定または3号認定を受け、預かり保育や認可外保育施設等の利用がある場合のみ

1 施設等利用給付請求書（償還払い用）（第1号様式）

⇒ 保護者の方が記入してください。  
※園から配布される様式を使用してください。

2 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書

⇒ 園が発行する書類になります。発行に関するお問い合わせにつきましては、園にご確認ください。  
※認可外保育施設等をご利用された方につきましては、施設に発行を依頼してください。

【新制度未移行幼稚園】

1 施設等利用給付請求書（償還払い用）（第1号様式）

⇒ 保護者の方が記入してください。  
※園から配布される様式を使用してください。

2 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書

⇒ 園が発行する書類になります。発行に関するお問い合わせにつきましては、園にご確認ください。  
※認可外保育施設等をご利用された方につきましては、施設に発行を依頼してください。

★その他★

1 申請・請求関係書類につきましては、通園している園から配布され、園を経由して区に申請することになります。詳細につきましては園にご確認ください。

2 認定期間内であれば、過去2年間に遡って請求することができます。2年が経過した後に請求しても給付を受けることができませんのでご注意ください。